

## 平成 29 年度岩手県電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 29 年度岩手県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売目標電力量

胆 沢 第 二 発 電 所	21,346,000 キロワットアワー
岩 洞 発 電 所	141,858,000 キロワットアワー
仙 人 発 電 所	134,864,000 キロワットアワー
四 十 四 田 発 電 所	68,540,000 キロワットアワー
御 所 発 電 所	56,743,000 キロワットアワー
滝 発 電 所	1,924,000 キロワットアワー
北 ノ 又 発 電 所	29,068,000 キロワットアワー
入 畑 発 電 所	7,078,000 キロワットアワー
松 川 発 電 所	19,340,000 キロワットアワー
早 池 峰 発 電 所	7,350,000 キロワットアワー
稲 庭 高 原 風 力 発 電 所	4,672,000 キロワットアワー
柏 台 発 電 所	8,630,000 キロワットアワー
北 ノ 又 第 三 発 電 所	280,000 キロワットアワー
胆 沢 第 四 発 電 所	913,000 キロワットアワー
胆 沢 第 三 発 電 所	11,729,000 キロワットアワー
相 去 太 陽 光 発 電 所	1,302,000 キロワットアワー

高森高原風力発電所  
計

11,867,000 キロワットアワー  
527,504,000 キロワットアワー

(2) 主要建設事業

事業名	施行場所	事業費	事業概要
高森高原風力発電所建設事業	一戸町地内	4,299,933 千円	風力発電システム製作据付工事等
築川発電所建設事業	盛岡市地内	351,056 千円	水圧鉄管他製作据付工事等
計		4,650,989 千円	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 電気事業収益	5,888,408 千円
第1項 営業収益	5,059,997 千円
第2項 附帯事業収益	424,852 千円
第3項 財務収益	103,052 千円
第4項 事業外収益	300,507 千円

支 出

第1款 電気事業費用	4,810,568 千円
第1項 営業費用	4,347,747 千円
第2項 附帯事業費用	370,774 千円
第3項 財務費用	79,917 千円
第4項 事業外費用	7,130 千円
第5項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,211,039 千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,661,309 千円、減債積立金 312,842 千円、建設改良積立金 325,639 千円、中小水力発電開発改良積立金 386,414 千円、環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金 33,654 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 491,181 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	3,812,298 千円
第1項 企業債	3,000,000 千円
第2項 長期貸付金償還金	785,886 千円
第3項 投資償還収入	25,180 千円
第4項 雑収入	1,232 千円
支 出	
第1款 資本的支出	7,023,337 千円
第1項 建設費	4,650,989 千円
第2項 改良費	2,020,833 千円
第3項 電源開発費	19 千円
第4項 企業債償還金	312,842 千円
第5項 繰出金	33,654 千円
第6項 予備費	5,000 千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（事 項）	（期 間）	（限 度 額）
岩洞第二発電所ガス絶縁開閉装置分解点検補修他工事	平成 29 年度から平成 30 年度まで	136,000 千円
入畑発電所水車発電機等分解点検補修他工事	平成 29 年度から平成 30 年度まで	218,000 千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	3,000,000千円	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 営業費用と附帯事業費用

（2） 営業費用と事業外費用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1） 職員給与費 1,189,868千円

（2） 交際費 305千円